



環境活動の方針

伊藤忠商事では、地球温暖化等の地球環境問題を、経営方針の最重要事項のひとつとして位置付けています。企業理念である「豊かさを担う責任」を果たすために、「環境方針」を定め、現世代の繁栄に寄与するのみならず、次世代に何を残すことができるかという観点から、常に地球環境問題を意識したグローバルな企業経営・活動に取り組んでいます。

伊藤忠商事の環境に対する考え方

大量生産・大量消費・大量廃棄という20世紀型社会経済システムは目覚ましい経済成長をもたらした反面、著しい地球環境の劣化を招きました。伊藤忠商事は、国内外においてさまざまな製品・サービスの提供や資源開発・事業投資等の活動を行っており、地球環境問題と密接に関係しています。

持続可能な企業成長は、地球環境問題への配慮なしには達成できないと考え、当社は1990年に地球環境室を創設、1993年4月に「環境方針」の前身にあたる「伊藤忠地球環境行動指針」を策定し、指針を明文化しました。

また、1997年には商社としてはいち早く環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を導入し、環境保全活動を推進してきました。2007

年の「環境方針」の改訂では、次世代へより良い環境をつないでいくとの方針を「持続可能な社会の実現に貢献」という表現で社内外に明確に示しました。

企業として事業活動が与える環境への負荷低減の努力をしていくのは当然のことですが、さらに本業を通じ、環境保全に寄与する商品及びサービス等を開発・提供していきます。

伊藤忠商事「環境方針」

【I】 基本理念

地球温暖化等の地球環境問題は、人類の生存にかかわる問題である。

グローバルに事業を行う企業として伊藤忠商事は、地球環境問題を経営方針の最重要事項の一つとして捉え、企業理念である「豊かさを担う責任」を果たすべく「伊藤忠商事企業行動基準」に示す「環境問題への積極的取組」を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。

【II】 行動指針

伊藤忠商事は、上記基本理念の下、環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、環境保全活動に関する行動指針を以下のとおり定める。

(1) 環境汚染の未然防止

すべての事業活動の推進にあたり、自然生態系、地域環境及び地球環境の保全に配慮し、環境汚染の未然防止に努める。

(2) 法規制等の遵守

環境保全に関する国内外の法令諸規則及びその他当社の合意した事項を遵守する。

(3) 環境保全活動の推進

「省エネルギー・省資源」、「廃棄物の削減・リサイクル」を推進し、循環型社会の形成に貢献すると共に、環境保全に寄与する商品及びサービス等の開発、提供に努める。

(4) 社会との共生

良き企業市民として、次世代の繁栄と広く社会への貢献を願い、地域社会における環境教育に協力し、地球環境保全にかかわる研究の支援を行う。

(5) 啓発活動の推進

環境保全にかかわる意識及び活動の向上を図るため、伊藤忠商事社員及びグループ会社に対する啓発活動を推進する。

2007年9月
代表取締役社長 小林 栄三



環境への取組

伊藤忠商事は、事業活動が地球環境に与え得る影響を認識し環境リスクの未然防止を図るべく、取扱う商品について、また新規投資について影響を評価する仕組みを構築しています。一方、総合会社としての幅広い機能、ネットワークを活用して環境保全型ビジネスにも積極的に取組むとともに、地球温暖化等、深刻さを増す地球環境問題に対し、伊藤忠商事単体のみならずグループ全体としての取組を進めています。

環境マネジメントシステム

伊藤忠商事は、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを導入し、実施しています。経営層を委員長とするCSR委員会において、環境方針や毎年度の活動等を協議し、環境管理責任者指揮のもと、地球環境室が事務局となり、全社としての環境保全活動を立案しています。また、部署ごとに、人事発令された環境責任者が配置され（2008年度合計76人）、更に環境責任者はその活動を補佐するエコリーダー（2009年3月31日現在、合計約250名）を任命し、自部署での環境保全活動を推進しています。

環境責任者の具体的な活動

環境責任者は、各部署における環境保全活動の責任者として、エコリーダーとともにその活動を推進しています。自部署の事業活動に適用される環境法規制への対応、取扱う商品の環境リスク評価、新規投資に関する環境影響評価を、地球環境室と連携して実施しています。



エコリーダー会議の様子

また、日常のオフィス活動についても、省エネや廃棄物のリサイクルを推進するべく部署員の協力を呼びかけています。



東京本社地下 廃棄物保管場所見学の様子

に適用される環境関連法令の遵守状況、環境教育、オフィスでの省エネ活動、廃棄物のリサイクル活動等の実施状況等について監査を実施しました。



東京本社での社内環境監査人養成研修の様子。模擬監査ロールプレイング演習中

社内環境監査

毎年、ISO14001の認証範囲（東京本社、大阪本社、国内5支社、台湾伊藤忠等）の全部署を対象に、社内環境監査を実施しています。2008年度は、全76部署を対象に、社内環境監査人の資格を有する社員（2009年3月31日現在233人）の一部が監査チームに参加し、各部署の事業活動

2008年度社内監査結果

改善の機会 (不適合)	2008年度	2007年度
	0	(0)
観察 (適合)	66	(52)
主な 観察事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法に則った適正処理を実施しているが、同法が年々強化されていることから最新の管理を行うこと ● エコリーダーの参画を更に推し進めることにより、仕組み及び活動の改善につなげること 	

社内環境監査人養成状況

(単位：人)

年度	人数
2006年度迄	49
2007年度	92
2008年度	92
合計	233

外部審査

毎年、ISO認証機関である(株)日本環境認証機構から、ISO14001の要求事項、すなわちシステムへの適合性、法令遵守状況、自主設定した目標、及び運用管理の達成状況について審査を受けています。2008年度は11回目の審査を受け、総合的には「向上」の評価で認証維持となっています。

環境影響評価

1 商品別環境影響評価

多種多様な商品を世界規模で取引していることから、一つひとつの商品に関し、地球環境との関わりを評価しておくことが肝要と考えています。評価方法として当社独自の手法を導入し実施しています。当該商品に関わる原材料の調達から製造過程、当該商品の使用並びに廃棄に至るまで、いわゆるLCA^{*}的分析手法を用いています。評価の結果、地球環境への影響がある点数以上となった場合、当該商品を管理対象とし、各種規程・管理手順書を策定することになっています。

※LCA (Life Cycle Assessment) : ひとつの製品が製造、輸送、使用、廃棄あるいは再利用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法

2 新規投資案件の環境影響評価

新規投資案件については、その案件が自然環境、社会環境等に与え得る影響を事前に評価するシステムを構築しています。環境への影響において、専門的な見地を必要とする案件については、外部の専門機関に事前の調査を依頼し、調査の結果、問題がないことを確認したうえで着手することになっています。

生態系保全への取組

伊藤忠商事は森林資源や海洋資源等を商品として取扱うことから、その事業が生態系に与える影響を最小限に抑えるべく、さまざまな努力をしています。森林資源を取扱う部署では、約100社に渡る海外のサプライヤーに対して1997年から毎年、合法性、持続可能性等に関するアンケート調査を実施、個別に現地訪問を行い、森林認証された商品の取扱を増やす努力をしています。また、海洋資源の取扱については、国

際条約等を遵守するとともに、特にマグロについては地中海沿岸のサプライヤーに対し、直接面談のうえ生態系に配慮した捕獲を行うよう働きかけています。

環境教育・啓発活動

伊藤忠商事は社員が環境保全活動を行うにあたり、環境教育・啓発活動を重視し、下記に示すようにさまざまな教育プログラムを展開しています。また、伊藤忠商事単体のみならず幅広くグループ社員も対象にした環境法令セミナー、地球環境問題の啓発セミナー等を開催し、グループレベルでの環境意識の向上に努めています。

社内教育(2008年度実績)

研修	内容
一般教育	全社員を対象に環境意識の向上を目的とするeラーニングを実施(9月~11月)
特定業務要員教育	管理の対象となる業務に従事する社員を対象とし、定められた規程手順書等の内容を習得(8月~10月)
社内環境監査人教育	社内環境監査人養成並びに各部署での環境保全活動のレベルアップを目的とする2日間研修(年間5回)

各種セミナー(2008年度実績)

実施時期	内容
2008年7月	「土壌汚染対策法セミナー」(大阪)
9月	「廃棄物処理法セミナー」(大阪) 「地球環境ビジネス戦略セミナー」(東京)〈テーマ:地球環境問題に挑戦する技術と精神〉 「REACHセミナー」(東京)
2009年1月	「伊藤忠シンポジウム」(東京)〈テーマ:地球温暖化とその社会影響〉
2月	「伊藤忠シンポジウム」(大阪)〈テーマ:地球温暖化とその社会影響〉
2月~3月	「廃棄物処理法講習会」(東京) ※カンパニー別に合計12回開催
3月	「土壌汚染問題セミナー」(東京) 「改正省エネ法セミナー」(東京)



セミナー開催の様子

地域との共生

1 夏休み環境教室

1992年より東京都港区の小学生を主な対象として毎年「夏休み環境教室」を開催しています。2007年度に引続き2008年度も気象予報士による地球温暖化の体験学習や、自然観察指導員による本社周辺自然観察会、社員等のボランティアとともに学ぶ地球環境問題プログラムに、2日間で約90名の小学生が参加し、活発な授業となりました。



温暖化による海面上昇実験の様子

2 東京大学気候システム研究センターへの支援

1991年より東京大学気候システム研究センターの基礎研究を支援し、その研究成果の発表の場として「伊藤忠シンポジウム」を毎年開催し、一般にも公開しています。2008年度は同センターの中島教授センター長、江守客員准教授を講師としてお招きし、「地球温暖化とその社会影響」と題して講演をいただき、東京・大阪両本社あわせて約460名が聴講しました。

3 洞爺湖サミット記念環境総合展

2008年6月、「洞爺湖サミット」(7月)に先立ち記念イベントである



「地球温暖化と日本」と題した一般公開講座の様子

「環境総合展2008」が開催されました。伊藤忠商事は、伊藤忠グループの環境配慮型商品等を展示するとともに、北海道との連携協力協定に基づき、同庁並びに東京大学、北海道大学と協力し、「地球温暖化と日本」と題して一般公開講座を開催しました。

環境保全型ビジネス

伊藤忠商事では、環境方針にて「環境保全に寄与する商品及びサービス等の開発、提供に努める」と謳うように、

本来業務を通して環境保全を図ることを重視しています。7つのディビジョンカンパニーでは、それぞれの分野において幅広いネットワークやノウハウを活用し、さまざまな環境保全型ビジネスに取り組んでいます。

また、中期経営計画「Frontier⁺ 2008」では、持続的成長が求められる未来社会において収益を支える新規事業領域を英語の頭文字をとって「L-I-N-E-s」（L：Life Care、I：Infrastructure、N：New Technologies & Materials、E：Environment & New Energy、s：synergy、下図参照）と定め、取

組を継続、強化しています。それに続く「Frontier^o 2010」においては、「ライフケア」「環境・新エネルギー」分野に注力する方針であり、「環境・新エネルギー」分野においては「太陽光」「蓄電池」「水関連」に重点を置いて取り組めます。

その体制を強化するべく太陽光発電事業については、2009年4月1日付で「ソーラー事業推進部」を設立しました（P11-12参照）。

なお、2008年度の一部グループ会社を含めた当社全体の環境保全型ビジネスへの取組は、合計174件でした。

環境保全型ビジネスへの取組



*広域認定制度：環境大臣から認定を受けた製造事業者が、地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可無しに複数の都道府県にまたがって使用済み製品の回収やリサイクルを実施することができる特別制度。伊藤忠商事が100%出資するユニフォーム製造子会社の(株)ユニコを通じて、使用済みユニフォームを回収し、マテリアルリサイクルを行います。

グループ環境経営

伊藤忠商事には国内外で700社近いグループ会社があり、地球規模でさまざまな分野の事業を展開しています。その事業活動が地球環境に与える影響を認識し、グループ会社実態調査、環境法令の対応等、単体のみならず、グループ全体で地球環境保全に取り組んでいます。地球温暖化等の地球環境問題が深刻になる中、CO₂排出量の削減等グループ全体としての更なる環境経営の必要性を認識し、より緊密にコミュニケーションを図っていきます。

1 グループ会社実態調査

一グループ会社の活動が、グループ全体に影響を及ぼし得ると考え、グループ全体の環境リスクの未然防止のため、2001年より海外グループ会社を含め年間約20社のグループ会社の実態調査を行っています。地球環境室がグループ会社を訪問し、各社の経営層や担当者と面談を行い、工場や倉庫等の施設を視察したうえで、適用される環境法規制の遵守、廃棄物管理、エネルギーの使用、環境教育等について状況を聴取し、環境管理体制の強化を図っています。



グループ会社実態調査の様子

2 環境法令への対応

近年、環境法規制がますます強化・改正される中、その対応に向け、伊藤忠商事単体のみならずグループ全体に、「環境関連動向ニュース」等を発信して改正内容の周知を図るとともに、法律の要求事項を具体的に理解するため、グループ会社も対象としたセミナーを

開催しています（P51参照）。

適用される主な環境法令

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）
「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）
「東京都環境確保条例 地球温暖化対策計画書制度」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）

「土壌汚染対策法」

3 伊藤忠グループCO₂排出量把握プランの策定

伊藤忠グループ環境経営推進の一環として、連結ベースでのCO₂排出量の把握が必要であるとの認識に立ち、2009年度を初年度とする〈三カ年CO₂排出量把握プラン〉に取り組んでいきます。

連結ベースでCO₂排出量を把握することにより、CO₂排出量削減に向けた国際的動向並びに国内法規制への的確な対応が可能となります。

〈三カ年CO₂排出量把握プラン〉概要

2008年度 (現状)	東京本社、大阪本社、5支社等
2009年度	国内グループ会社、 海外現地法人・支店等
2010年度	日本主管の海外グループ会社
2011年度	海外店主管の海外グループ会社

- CO₂排出量の把握対象範囲を順次拡大していきます。
- 2010年度以降の海外グループ会社への対象範囲拡大については、2009年度の海外現地法人・支店等からの情報収集内容を評価・分析し、各国の法令等及び各種エネルギーのCO₂への換算係数の動向等も注視したうえで、積極的かつ慎重に展開していく予定です。

生産設備は持たない総合商社ではありますが、グローバルに商品を取扱っていること並びに投資の対象が世界規模であることから、伊藤忠グループとしてCO₂排出量の把握が不可欠と考えます。

したがって、上記三カ年CO₂排出量把握プランにより、伊藤忠グループとして連結ベースでのCO₂排出量を順

次把握していくとともに「本業であるビジネスを通じ、いかにCO₂排出量削減に取り組んでいくか」ということが重要な使命であると認識しています。

4 伊藤忠グループ コミュニケーション体制の整備・強化

CO₂等排出が原因とされる地球温暖化問題のみならず、環境問題全般に関する情報を伊藤忠グループ会社間で共有することが重要です。

従来どおり伊藤忠商事地球環境室を情報伝達体制の中核としながら、伝達対象範囲を順次拡大し、より迅速かつ確実な双方向性のコミュニケーション体制を確立すべく整備・強化に取り組んでいきます。

2009年度プラン

- ① 国内のグループ会社に〈環境経営推進者（仮称）〉を設置
- ② 〈環境経営推進者（仮称）〉を主たる対象とする地球環境問題連絡会（仮称）の定期開催。

なお、2010年度以降については、上記プランの進捗状況、課題等を評価、分析したうえで海外での展開も視野に入れながら、実施可能な事項から着実に推進していく予定です。

オフィス活動

伊藤忠商事は、地球温暖化防止の国民運動である「チーム・マイナス6%」に参加し、夏季、冬季の冷暖房温度の調整、不要な電気のスイッチオフ、長時間離席時のパソコンの省エネモードの設定等に努めています。また、オフィス内での廃棄物については分別を励行し、リサイクルを推進する等、全社員が身の回りのことから環境保全活動を実施しています。オフィス活動についての詳細は、下記をご参照ください。

URL <http://www.itochu.co.jp/main/csr/env/conservation/index.html>